

	令和5年中の収入 (実績)	令和6年中の収入	実績・見込	見込の算出方法
1月	円	円	実績	
2月	円	円	実績	
3月	円	円	実績	
4月	円	円	実績	
5月	円	円	実績	
6月	円	円	実績	
7月	円	円	実績・見込	
8月	円	円	実績・見込	
9月	円	円	実績・見込	
10月	円	円	実績・見込	
11月	円	円	実績・見込	
12月	円	円	実績・見込	
合計	円	円		

令和6年中の収入(見込)額 算出表

※収入見込額の算出については、申請の前月までの実績をもとに年間を通じた収入の見通しをたてていただくこととなります。収入実績額の平均額によって未到来月の収入額を見込む方法や、収入実績額と前年同期比の減収割合を令和5年の月別収入額に掛けて未到来月の収入額を見込むなど、職種等によって状況は異なりますので、算出方法は指定しませんが、合理的・客観的な方法により見込んで下さい。

※減免の決定を受けた者の資力の回復その他の事情により、減免する必要がなくなったときや、偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたときは減免の決定を取り消すことがあります。

【具体的な要件】

- 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
- 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること